

令和6年3月29日

商店会関係者各位

京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室
(電話：222-3340)

令和6年度「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付について

京都市では、市内の商店街や小売市場等の活性化を図るため、魅力あふれる買い物環境づくりに取り組む事業への補助制度を設けています。

この度、令和6年度「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付を下記のとおり実施しますので、補助金の活用を予定されている場合は必ず御提出ください。

記

- ・ 令和6年度希望調査（令和6年1月26日付）に事業計画を提出されている事業を優先しますので、今回、新たに提出される事業については、補助金の交付ができない場合があります。
また、希望調査を御提出いただいた事業についても満額の補助ができない（予算の範囲内で按分のうえ減額する）場合があります。予め御了承ください。
- ・ 「街路灯撤去事業」の申請を御検討される場合は、まずは「7 お問い合わせ先」に御連絡ください。（※申請までに土木事務所との協議・合意が必要となります。）
- ・ 「商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業」については、後日、改めて交付申請受付開始の御案内をさせていただきます。

1 受付期間

令和6年4月1日（月）～同年5月31日（金）

2 補助対象者

- (1) 商店会
- (2) 小売市場

3 補助対象事業及び補助内容

各事業の詳細は別紙1「補助対象事業の詳細」のとおり

※ 補助金交付申請額の1,000円未満は切捨て

※ 補助対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

4 提出書類

別紙2「提出書類一式」のとおり

※ 様式の電子データは、「京都市 地域企業イノベーション推進室」で検索いただき、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請受付のページからダウンロードしてください。

<掲載ページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000324248.html>

※ 申請書の押印又は署名は不要です。ただし、押印又は署名いただいた申請書を拒否するものではありません。

5 提出方法

持参、郵送又はEメール (chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp) での御提出をお願いします。

Eメールアドレスで御提出される場合は、必ず本市に架電いただき、本市が受信したことを御確認くださいよう、お願いいたします。

6 その他

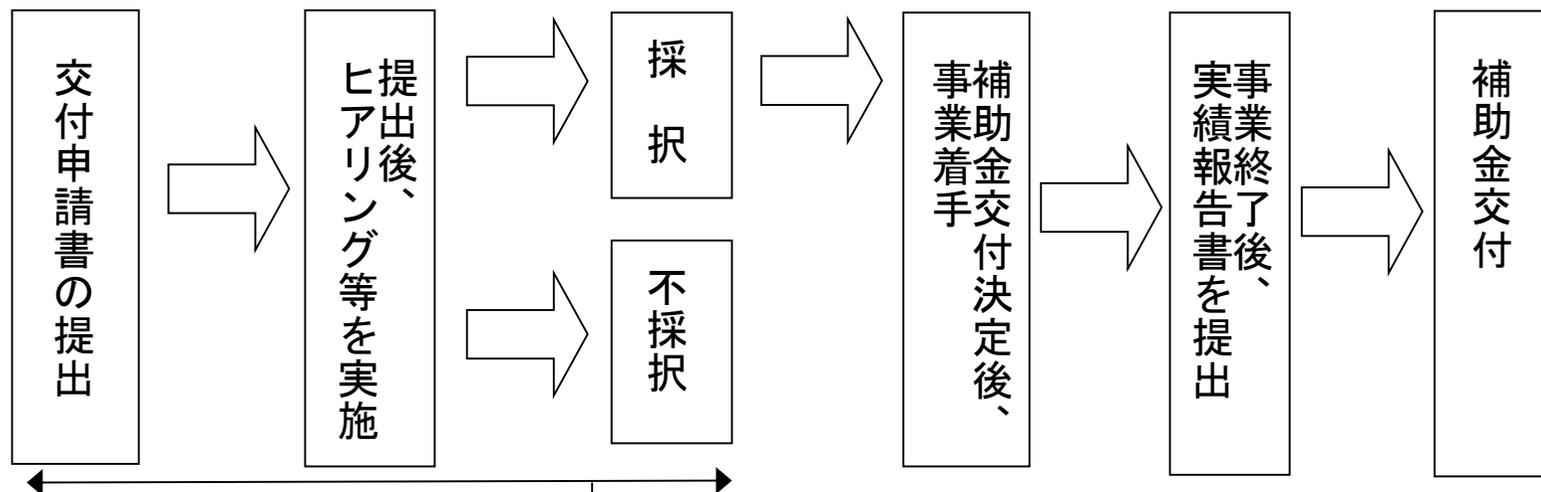
- (1) 申請は、補助対象者1者当たり「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」「街路灯撤去事業」のいずれか1事業に限ります。
- (2) 令和7年3月31日（月）までに事業が完了するものに限ります。
- (3) 提出された書類を基にヒアリング調査等を実施し、採択・不採択、交付予定額を決定します。
- (4) やむを得ず交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届を必ず提出してください。交付決定を受ける前に着手した場合は、補助金を交付できませんので御注意ください。
- (5) アーケード改修等については、事業着手前にアーケード連絡協議会での協議が必要となりますので、改修を検討されている商店会は補助金交付決定の有無に関わらず、アーケード連絡協議会事務局（所管：建設局道路河川管理課、TEL 2 2 2-3 5 6 4）まで御連絡をお願いします。

7 お問い合わせ先

- (1) 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（TEL 2 2 2-3 3 4 0）
- (2) 京都商店連盟（TEL 3 4 2-0 3 0 1）

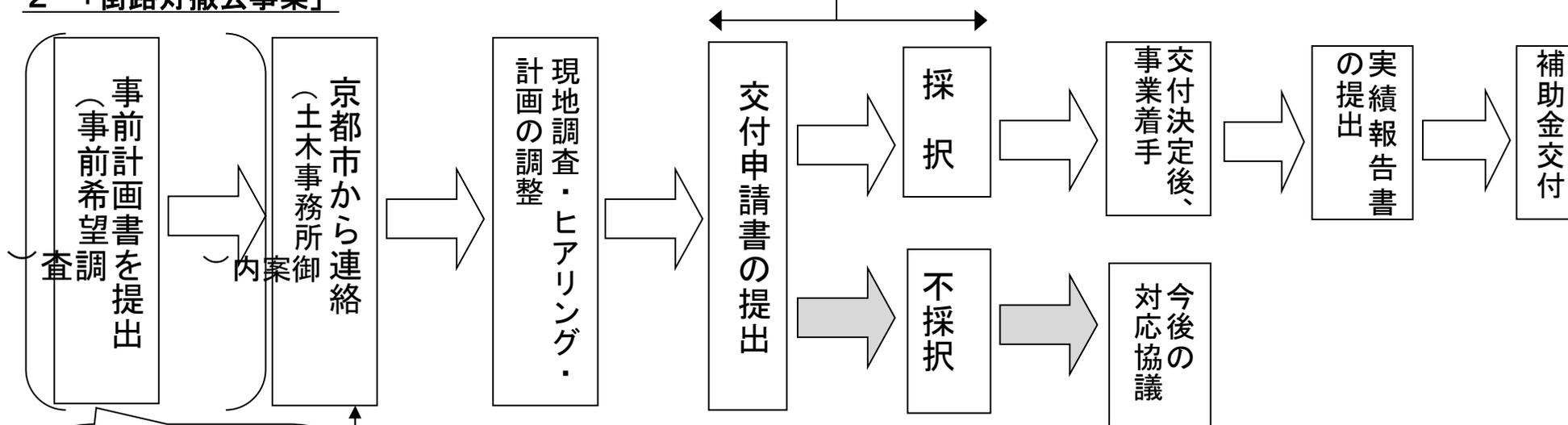
<今後の流れ>

1 「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」



交付決定前着手届の提出期間（交付申請書提出から交付決定までの間です。）

2 「街路灯撤去事業」



※事前希望調査は、
令和6年2月29日に
受付を終了しております。

今回の受付で「街路灯撤去事業」を申請される場合は、申請書を提出される前に一度御連絡ください。
提出締切日（5/31）までに土木事務所と協議・現地調査・ヒアリング・計画の調整を行っていただき、
撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、土木事務所との合意が必要です。

別紙 1 補助対象事業の詳細

○商店街等環境整備事業

1 施設設置・改修事業

- ア 補助対象団体
商店会、小売市場
- イ 補助対象事業
アーケード、カラー舗装、街路灯、統一看板、放送設備、案内板、消防用機械器具、防犯カメラ、A E D等の設置・改修、街路灯の水銀灯をL E D電球へ交換
- ウ 補助金の額
 - a 国庫補助を受けずに実施する場合
 - ・ 補助率 3分の1以内
 - ・ 補助限度額 200万円
 - b 国庫補助を受けて実施する場合
 - ・ 補助率 9分の1以内
 - ・ 補助限度額 200万円
- エ 補助対象経費
上記イのために必要と認められる経費

2 空き店舗対策事業

- ア 補助対象団体
商店会
- イ 補助対象事業
商店街等の空き店舗を活用して行う、商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業
- ウ 補助金の額
 - a 国庫補助を受けずに実施する場合
 - ・ 補助率 3分の1以内
 - ・ 補助限度額 500万円
 - b 国庫補助を受けて実施する場合
 - ・ 補助率 9分の1以内
 - ・ 補助限度額 500万円
- エ 補助対象経費
店舗改修工事費、設備費（ただし、移動可能な備品類は除く。）、店舗賃借料（1箇月20万円以内かつ6箇月を上限とする。）

3 街路灯撤去事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

共同施設である街路灯の撤去事業

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 200万円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 200万円

エ 補助対象経費

街路灯撤去費（ただし、以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。）

- ・ 設置や改修後、毎年4月1日時点で（耐用年数である）10年を超過していること。
- ・ 撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局（土木事務所）との合意がされていること。
- ・ 撤去について商店街組織として合意されていること。

オ 審査内容

街路灯の老朽化の程度（健全度）や申請団体の財政状況等

別紙2 提出書類一式

補助事業名	本申請	書類
施設設置・改修事業	①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第3号様式） ※第3号様式の2「事業予定表」含む ②事業予算書（第5号様式） ③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） ④事業計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第6号様式）	○設計図及び設置場所を表したもの （防犯カメラ設置事業のみ以下の書類） ○プライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等
空き店舗対策事業	⑤補助事業に要する費用の見積書（写し） ⑥事業計画を承認する総会又は理事会の議事録 ⑦定款又は会則 ⑧当該年度の事業計画書及び予算書 ⑨前年度の事業報告書及び決算書・その他市長が特に必要と認める書類 ※ <u>交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第8号様式）の提出をお願いします。</u>	○施設の平面図、施設の位置（住宅地図により指示したもの等）、施設の現況写真
街路灯撤去事業	①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（街路灯撤去）（第4号様式） ※第4号様式の2「事業予定表」含む ②事業予算書（第5号様式） ③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） ④事業計画書（街路灯撤去事業用）（第7号様式） ⑤補助事業に要する費用の見積書（写し） ⑥当該年度の事業計画書及び予算書 ⑦撤去計画を承認する総会又は理事会等の議事録 ⑧その他市長が特に必要と認める書類 ※ <u>交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第8号様式）の提出をお願いします。</u>	○計画図面又はイメージパース（撤去予定街路灯の位置が分かるもの） <事前希望調査時に提出したもののから変更があった場合> ○撤去予定街路灯の現況写真（3枚程度） ○直近3箇年度分の事業報告書及び決算書 ○占用許可証